

令和8年度

るもい定住促進・住環境向上支援助成金 一覧表

制度名	留萌市まちなか居住応援助成金			留萌市あんしん住宅改修支援助成金		留萌市空き家対策総合支援助成金	留萌市住宅省エネ改修等促進助成金	
	新築	改築	中古購入	リフォーム	耐震	空き家	断熱・高効率	省エネ
制度目的	住宅の新築及び改築、中古住宅を購入する方に費用の一部を助成します			住宅のリフォームまたは耐震改修をする方に費用の一部を助成します		空き家情報バンクを活用して購入した住宅をリノベーションする方に費用の一部を助成します	断熱改修又は省エネ設備を導入する方に費用の一部を助成します	
助成件数	概ね 5件		概ね 5件	概ね 50件	概ね 5件	概ね 5件	概ね 10件	概ね 10件
助成内容	基本額：250万円		基本額上限：100万円 (助成対象費用の10%)	助成額：20万円	助成上限額：50万円 (助成対象費用の23%)	助成額上限：100万円 (助成対象費用の20%)	助成額上限：25万円 (助成対象費用の10%)	助成額上限：10万円 (助成対象費用の10%)
	加算要件 ①申請時点での若年夫婦世帯（夫婦のいずれかが39歳以下のものである世帯）に該当する場合、基本額に20万円を加算 ②申請時点での子育て世帯（中学生以下の子どもを扶養し、同居している世帯）に該当する場合、1人につき基本額に20万円を加算							
	③改築（同一の敷地内の住宅を解体して、新たに住宅を建築するもの）の場合、解体に要した金額に対して100万円を加算							
助成対象者	・定住を目的に、留萌市内に住宅を取得する個人であること ・住宅を取得した後、当該住宅に住所を有すること			・市内に住所を有すること		・定住を目的に留萌市内に住宅を取得する個人であること	・市内に住所を有すること	
	・当該住宅に居住し、当該居住の日から起算して5年以上継続して居住する意思を有すること ・助成対象者及びその同一世帯に属する者全員に市税等の滞納が無いこと ・この要綱による助成金の交付を受けたことがないこと ・助成対象者及びその同一世帯に属する全員が、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと			同左		同左	同左	
助成要件	・個人住宅又は併用住宅 ・市内建設業者が施工した新築住宅で、改築においては市内解体業者が解体したもの ・居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上		・土地付きの個人住宅又は併用住宅 ・建築基準関係規定に適合しているもの ・市内宅地建物取引業者が仲介又は売主となるもの ・助成対象者の3親等以内の親族が所有していた住宅でないこと ・居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上 ・昭和56年6月1日以降に着工された住宅又は耐震診断の結果、耐震性能を有した住宅	・居住を目的に、住宅機能の維持及び向上を図るために行う改修	・昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、耐震性を有しない住宅	・市のホームページに掲載されている空き家情報バンクを活用して、売買契約を締結した住宅の機能の維持及び向上を図るために行う改修	・断熱改修 ・高効率設備導入 要綱の別表 1 を参照	・省エネ設備導入 要綱の別表 2 を参照
	※対象外工事 ・外構、車庫、倉庫等の改修費 ・住宅構造の改修を伴わない機器、備品の購入および設置費			※対象外工事 ・外構、車庫、倉庫等の改修費 ・住宅の改修を伴わない機器、備品の購入および設置費				
				別表 1、2 については、ホームページの要綱をご確認ください				
助成基準 工事費	新築費：1,000万円以上		購入費：500万円以上	工事費：100万円以上	—	工事費：100万円以上	工事費：30万円以上	
	改築のための解体費：200万円以上							
※消費税及び地方消費税相当額を除く		※消費税及び地方消費税相当額を除く						
年度内併用可能制度	・省エネ		・省エネ設備・高効率設備 ・(断熱・リフォーム・空き家) ※ () はいずれか一つ	・中古住宅・省エネ設備 ・高効率設備・耐震	・省エネ設備・高効率設備 ・(断熱・リフォーム・空き家) ※ () はいずれか一つ	・省エネ設備・高効率設備 ・(中古住宅・耐震) ※ () はどちらか一方	・中古住宅・耐震 ・省エネ設備 ・(断熱・リフォーム・空き家) ※ () はいずれか一つ	・新築・中古住宅 ・耐震・高効率設備 ・(断熱・リフォーム・空き家) ※ () はいずれか一つ